

交通事故をなくそう

春の全国交通安全運動

「手を上げる 子どもはあなたを 信じてる」をスローガンに、春の全国交通安全運動が実施されます。

子どもや高齢者などの交通弱者を交通事故から守るため、交通ルールとマナーを守り、一人一人が交通事故防止に努めましょう。

開催期間／4月6日(水)～15日(金) ※10日(日)は「交通事故ゼロを目指す日」

運動の重点目標／●子どもをはじめとする歩行者の安全確保 ●歩行者保護や飲酒運転根絶などの安全運転意識の向上 ●自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

岡市民生活課市民生活支援班 (☎2・5369)

4月からの年金制度について 「年金手帳」は「基礎年金番号通知書」に変わります

令和4年4月以降新たに公的年金制度に加入する人は「年金手帳」に代わり「基礎年金番号通知書」が発行されます。現在

公的年金制度に加入しており、年金手帳をお持ちの人は、今後も「年金手帳」を引き続き使用する

失などの理由により再発行を希望する人には「基礎年金番号通知書」を発行することができません。申請から発行されるまで期間がかかりますので、早めに手続きしてください。

手続き先

国民年金第1号に加入している人(自営業者、学生など)／保険年金課

厚生年金に加入している人(会社員など)／勤務先

国民年金第3号に加入している人(会社員の配偶者に扶養されている人)／配偶者の勤務先

必要なもの

本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)

国民年金課高齢者医療年金班 (☎2・5332) ・佐原年金事務所(☎0478・54・1442)

月額16,590円に

国民年金保険料の額が変わりました

令和4年度(4月から令和5年3月分)の国民年金保険料は

月額16,590円になりました。

保険料は将来や万が一のため、忘れずに納めましょう。納付方法によっては割引があります。

口座振替で得する「早割制度」

毎月の保険料は、翌月末までに納めることになっていますが、早割制度という口座振替にすると、その月の保険料がその月の末日引き落としになり、50円が割引されます。希望する場合は、納付書に記載のある金融機関などで手続きをしてください。

まとめて払って得する「前納割引制度」

保険料を6か月分、1年分または2年分をまとめて前払いすると、月当たりの割引額が大きくなる「前納割引制度」があります。現金払いや口座振替のほか、クレジットカード払いもできます。

※別途申し込みが必要です。

国民佐原年金事務所(☎0478・54・1442)、保険年金課高齢者医療年金班(☎62・5332)

4月1日(金)から受け付けを開始 住宅用省エネルギー設備 設置補助金を交付

家庭での地球温暖化対策を促進するため、対象設備の設置費用の一部が補助されます。

補助金の交付は予算の範囲内で、対象設備ごとに、1住宅につき1回限りです。

対象／自らが居住する市内の住宅に対象設備を設置し、設備を所有する人で、令和5年3月10日(金)までに工事を完了し、実績報告書を提出できる人。※世帯の全員が市税を滞納していないこと。新築の場合は引き渡し

申し込み方法／設置工事の着工2週間前までに、市ホームページからダウンロードできる申請書に必要書類を添えて、提出してください。

対象設備と補助金額

設備の種類と要件	補助金額
住宅用太陽光発電設備 ※最大出力の合計値または、パワーコンディショナーの定格出力のいずれかが10kw未満であること。	最大出力(kw)×1万円 上限5万円 (千円未満切り捨て)
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	●自立運転機能がある場合 上限10万円 ●自立運転機能がない場合 上限5万円
定置用リチウムイオン蓄電システム	上限7万円
太陽熱利用システム ※強制循環型に限る。自然循環型は対象外。	上限5万円

※設備は全て未使用品に限る。設置済みや購入済みの機器は対象外。

国民環境課環境政策班(☎62・5328)

令和4年度 国民年金保険料の納付額 (単位：円)

項目	1か月	6か月前納	1年前納	2年前納
定額保険料	16,590	-	-	-
早割(口座振替のみ)	16,540 (50)	-	-	-
現金支払い前納額 クレジットカード払い前納額	-	98,730 (810)	195,550 (3,530)	382,780 (14,540)
口座振替前納額	-	98,410 (1,130)	194,910 (4,170)	381,530 (15,790)

※( )内は割引額。2年前納は令和5年度の保険料を16,520円で計算しています。

# 情報ピックアップ

☎:問い合わせ ☑:申し込み

## 令和4年度分追加募集

### 市民まちづくり活動 支援事業

自主的で創意あふれる事業に市から補助金が交付されます。

#### 対象事業

市内で実施され、市民の福祉向上や公益上の必要が認められる事業。同一事業で市から別の補助金を受けているものは対象になりません。

#### 対象団体

市内を活動拠点とし、構成員のうち市内に在住・在勤・在学する人が5人以上で過半数になる団体。

構成員に市税の滞納がある場合や、営利・政治・宗教団体は対象になりません。

#### 補助対象経費

事業に必要な事務費、講師謝礼など。人件費、食糧費、団体の運営経費などは対象になりません。

#### 補助金の種類

##### ●スタート支援

団体設立のための経費や、事業を開始するために必要な費用などを補助します。

補助率／補助対象経費の10分の9以内、1団体1回限り10万円まで。

##### ●ステップアップ支援

団体が行う新規事業や事業拡大などに必要な費用を補助します。

補助率／補助対象経費の10分の8以内で年30万円まで、年度内1回、最大5回(スタート支援を受けた場合は4回)まで補助。

最終年度は補助率10分の5以内です。

#### 申し込み方法

申請書に必要な事項を記入し、市民生活課に提出してください。申請書は市ホームページからダウンロードできます。

申込期限／5月11日(水)

選考方法／書類審査と申請者からの事業説明による審査

☎62・5396  
☑意見募集します

### 旭市空家等 対策計画(素案)

市では増加していく空家などに対して総合的かつ計画的に対応していくため、旭市空家等対策計画の策定を進めています。

市民の皆さんからの意見を計画に反映し、より良い計画にするため意見を募集します。

意見を出せる人／●市内に住所がある人 ●市内に事務所や事業所がある人や法人、そのほかの団体 ●市内在勤・在学の人 ●募集する内容に直接的な利害関係のある人や法人、そのほかの団体

募集期限／4月14日(木)  
計画(素案)の閲覧場所、意見の記入用紙の配置場所／都市整備課、市民会館(あさひ市民センター)、海上庁舎、海上公民館、旭市保健センター(旧飯岡保健センター)、いいおかユートピアセンター、干潟公民館(ひかた市民センター)

※市ホームページからも見ることがができます。意見書は任意

の様式で提出できます。

提出方法／記入用紙に必要な事項(住所、氏名、電話番号、年齢、性別、在勤・在学の人は勤務先・通学先の名称と所在地、利害関係のある人はその理由)と意見を記入し、閲覧場所にある意見回収箱に入れるか、郵送、ファクス、メールで提出してください。

※電話での意見は受け付けません。また、提出された意見書の返却は行いません。

意見の取り扱い／意見の概要や意見に対する市の考え方などは、住所・氏名などの個人情報を除いて、後日、市ホームページで公表します。提出された意見に対して個別には回答しません。

☎0289・2595 旭市  
2の2132 都市整備課建築  
住宅班 ☎62・5895・FAX 64・1618・✉kenchiku@city.ahsai.lg.jp

### コロナで影響を受けた事業者へ 事業復活支援金を支給

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者、事業規模や減収率に応じて、経済産業省から給付金が支給されます。

5月1日から

## 干潟出張所の開所日が変わります

干潟出張所は5月1日(日)から、干潟公民館の開館日と合わせて土曜日と日曜日も開設し、毎週月曜日と祝日(月曜日の場合はその翌日)が休みになります。海上出張所と飯岡出張所は、これまで通り、土・日曜日、祝日が休みです。

☎市民生活課窓口班 ☎62-5326

対象者／令和3年11月から令和4年3月のいずれかの月の売上高が、平成30年11月から令和3年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して、30%以上減少した事業者  
給付金額／事業規模や減収率により30〜250万円  
申請期限／5月31日(火)  
申請方法／オンライン申請  
☎事業復活支援金事務局 相談窓 ☎0120・789・140 午前8時30分から午後7時まで(全日対応)